

# 好地荘

## 経営方針

好地荘は、真に支援を必要とする人を確実に受け止める「最後のセーフティネット」としての役割を果たすため、利用者の人権尊重を支援の基本とし、利用者一人ひとりの意思や選択を尊重した質の高いサービスの提供に努めます。

また、地域生活を志向する利用者への地域移行支援と、在宅被保護者および生活困窮者等の緊急保護支援に取り組み、地域福祉におけるセーフティネット機能の推進に努めます。

## ■ 好地荘

[救護施設、居宅生活訓練事業、保護施設通所事業、一時入所事業、施設機能総合利用事業]

## 取り巻く環境

生活困窮の課題は年々複合化・複雑化しています。生活困窮は単に経済的要因だけでなく、社会的孤立など多くの課題が背景にあります。

その中、好地荘の入所利用者のほとんどが精神障がいや知的障がい、身体障がいなどの障がいを有しているほか、高齢化による身体機能の低下や疾病の重症化などから発生する生活上の困難さを抱えながら生活しています。また、生活保護受給者の高齢化、単身化により、入所年齢の高齢化も進み、新入所の時点で高齢化への対応が迫られることも増え、多種多様な障がいへの支援に加え、高齢化への支援が求められています。

さらに、救護施設は、地域における循環型セーフティネット施設としての役割を果たすため、生活の場の提供に止まらず、地域生活移行支援に積極的に取り組むほか、個々の障がいやライフステージに適した生活の場への移行支援の促進に努めています。しかしながら、地域移行、施設移行には、種々の課題があり、関係機関との緊密な連携、家族や地域の理解と協力は極めて重要です。

また、コロナ禍のため、利用者の生活環境も大きく変化しています。高齢で持病のある利用者が多いことから、今後も感染症対策を強化するとともに、利用者の生活環境の充実にも努める必要があります。

## 事業の重点項目

### 1 人権尊重と虐待防止の意識の徹底

人権侵害自己チェックを継続し、毎月チェック項目からテーマを決めて自由記載することによる職員自身の支援の振り返りの機会とします。また、記載内容について職員会議で情報共有し、虐待防止意識の醸成を図ります。

さらに、虐待防止委員会を定期的を開催し、職場環境の点検や虐待防止の取り組みの振り返りを行います。

また、虐待防止、権利擁護、障害者差別解消法に関する内部研修を実施するほか、外部研修にも積極的に参加します。

### 2 安心・安全なサービスのサービスの提供とリスク管理

利用者の高齢・重度化、疾病の重症化等による身体機能の低下に伴う、転倒、誤嚥、服薬関係のインシデント・アクシデントが続いているため、リスク管理の徹底を継続します。

また、利用者の生活意欲向上のため、継続して日中活動の充実を図り、参加を促すことで、精神面の安定及び身体機能の低下防止に努めます。

### 3 感染症予防対策の強化

高齢で持病のある利用者が多く感染のリスクが高いため、引き続き新型コロナウイルス感染症発生予防対策の強化と徹底を図るとともに、その他インフルエンザ等の感染症を含めた感染症予防について、日頃からマニュアルの整備をするなど職員、利用者の意識の向上に努めます。

### 4 セーフティネット機能の推進

利用者の主体性を尊重した支援が確実に行われるよう個別支援計画に基づいた「利用者主体の個別支援計画の質の向上」に努めます。

また、利用者の希望する生活の実現に向け、心身の状態や障がい特性に適した地域生活への移行促進を図り、循環型セーフティネット施設としての役割を担います。

### 5 地域生活を支える支援

ウイズコロナに対応した「新しい日常」を支える支援の在り方を模索しながら、「最後のセーフティネット」としての役割を果たすため、入所利用以外にも一時入所事業、施設機能総合利用事業を継続して取り組みます。

また、新たに矯正施設等を退所した利用者への福祉的支援のため、緊急的住居確保・自立支援対策「自立準備ホーム」の開設・運営に向けた取り組みを進めます。

### 6 地域福祉の推進

地域住民との連絡会のほか、各関係機関・病院・他事業所等との連携強化のため情報交換会を実施し、地域ニーズに沿った福祉サービスの提供と地域福祉の向上に繋がります。

さらに、支援が必要な方に必要な支援が届くように、地域に対する「見える化」を意識した施設活動の情報発信を推進します。

## **7 働きがいのある職場づくり**

職員個々のワーク・ライフ・バランスに配慮し、労働時間の適正な管理、年次休暇5日以上の取得を目指します。

また、日常的に職員間のコミュニケーションを図り、風通しの良い職場を目指すとともに、コンプライアンス意識の徹底とハラスメント防止に努めます。

# 令和4年度実施計画【好地荘】

重点目標	Ⅰ お客様本位の良質かつ適切なサービスの提供	
重点項目	内容	
人権擁護の徹底	人権尊重と虐待防止の意識の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待防止委員会（年2回以上）</li> <li>・虐待防止関係研修（年2回以上）</li> <li>・人権侵害自己チェックの毎月実施（支援の適切性について検証）</li> <li>・コンプライアンス自己チェック（年2回）</li> <li>・施設従事者等のための自己チェック（年2回）</li> </ul>
	苦情・相談への適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情解決委員会（年1回以上）</li> <li>・苦情解決関係研修（年1回以上）</li> <li>・利用者からの相談日の設置（月4回）うち第三者委員による相談日1回</li> <li>・意見箱の設置</li> </ul>
	利用者の財産の適正な管理と権利の行使	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預り金管理責任者による金銭取扱いに係る説明会（年1回以上）</li> <li>・小口現金出納帳と現金の照合確認（月2回以上）</li> <li>・預り金四半期報告の実施（年4回実施）</li> <li>・成年後見制度関係研修（年1回以上）</li> </ul>
サービスの質の向上	安心・安全なサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクマネジメント委員会（年2回以上）</li> <li>・リスクマネジメント関係研修（KY訓練含み）（年6回以上）</li> <li>・感染症対策関係研修（年1回以上）</li> <li>・感染症対策マニュアル等の見直し（年1回以上）</li> </ul>
	支援技術の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「手にして未来Ⅱ」を活用しての事業所会議等でのOJTの実施（月1回以上）</li> <li>・支援技術の向上に係る職場研修の実施（年3回以上）</li> <li>・専門研修への職員派遣（年5人以上）</li> <li>・業務改善活動テーマ1件</li> </ul>
	提供サービスの点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービス第三者評価の受審又は自己評価の実施（全体a評価70%以上）</li> <li>・利用者への満足度調査（年2回）</li> </ul>
	生活環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者への嗜好調査（年2回）</li> <li>・給食委員会（年2回）</li> <li>・施設環境整備の実施（月3回）</li> <li>・施設設備点検の実施（月1回）</li> </ul>
	創意工夫による業務の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員提案制度、業務改善活動の取組推進</li> </ul>
セーフティネットの役割発揮	セーフティネット機能の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者等を対象とした施設機能総合利用事業の実施</li> <li>・自立準備ホームの運営</li> </ul>
	事業別の地域生活を支える支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立生活訓練</li> <li>・居宅生活訓練事業</li> <li>・保護通所事業</li> <li>・一時入所事業</li> </ul>
福祉関係法令への対応	障害者差別解消法への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者差別法の関する学習会等（年1回以上）</li> <li>・人権侵害自己チェックの毎月実施（支援の適切性について検証）（再掲）</li> </ul>
	意思決定支援への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定支援に関する学習会等（年1回以上）</li> </ul>
重点目標	Ⅱ 地域福祉の推進	
重点項目	内容	
地域社会との連携・協働	地域住民と利用者の交流促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機関紙「のぞみ」の発行（年2回）</li> <li>・ホームページの更新（随時）</li> <li>・地域行事への参加</li> <li>・地域住民と合同での行事開催</li> <li>・行事、クラブ活動、環境整備等のボランティア受け入れ</li> </ul>
	地域との情報交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営協議会（年1回）</li> </ul>
	施設機能の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設設備等の貸し出し（グラウンド、運動用具、備品等）</li> <li>・ボランティアの積極的受け入れ</li> <li>・災害時における地域住民の一時避難場所の提供</li> </ul>
	参画・政策提言	<ul style="list-style-type: none"> <li>・花巻市自立支援協議会への参加</li> <li>・石鳥谷町福祉施設連絡協議会への参加</li> </ul>
	地域における公益的な取組強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民や福祉事務所等と地域ニーズを把握するための連絡会</li> <li>・「IWATE・あんしんサポート事業」の相談員の育成、配置、派遣</li> </ul>
多様な福祉サービス事業の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立生活訓練</li> <li>・居宅生活訓練事業</li> <li>・保護通所事業</li> <li>・一時入所事業</li> </ul>	
重点目標	Ⅲ 人材確保・育成と働きがいある職場づくり	
重点項目	内容	
職員の確保	積極的な情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ等でのPR</li> </ul>
	養成校、関係団体等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実習生及びボランティアの積極的受入れ</li> </ul>
	多様な人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉経験者に限らない、積極的な職員確保</li> </ul>
人材の育成	福祉人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校、専門学校、大学等の要請による職員の講師派遣や職業体験の受入れ</li> </ul>
	職員の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正規職：目標管理、個別人材育成計画、人事考課に係る面接と適宜OJTの実施</li> <li>・地域職：人事考課に係る面接と適宜OJTの実施</li> </ul>
	教育研修制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正規職：個別人材育成計画に応じた計画的な研修受講</li> <li>・地域職：本人の希望に応じた研修等への受講</li> </ul>
働きがいのある職場づくり	職員の健康の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期健康診断の実施</li> <li>・インフルエンザ予防接種の推進</li> </ul>
	労務管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労災0件を目指す</li> <li>・労働時間の適正管理</li> </ul>
	福利厚生利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員互助会の活用促進</li> <li>・好地荘親交会での職員交流会等の実施</li> </ul>
	メンタルヘルスケアの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストレスチェックの実施（年1回）</li> <li>・ライン会議にて職員の安全衛生について情報共有し、対策の検討実施</li> </ul>
	風通しのよい職場づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告、連絡、相談の徹底</li> <li>・ライン職員による支援現場の巡回、随時面談の実施</li> </ul>
	自己啓発の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修情報の提供、奨励</li> <li>・3福祉士等の資格取得奨励</li> </ul>
	ワークライフバランスへの配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年次休暇5日以上の取得</li> <li>・夏季特別休暇の完全取得</li> </ul>

重点目標	IV 信頼される組織運営と経営の安定・強化	
重点項目	内容	
経営の安定・強化	経営意識の醸成	・経営分析結果の共有      ・収支状況の共有
コンプライアンスの徹底	ハラスメントの防止	・ハラスメント防止関係研修（年1回以上）
	コンプライアンスの推進	・コンプライアンス自己チェック（年2回）再掲
	障害者法定雇用率の遵守	・障がい者雇用（時間雇用）を継続
災害対策の強化	日常の防災訓練	・毎月の防災訓練の実施（消防署による検証訓練年2回）      ・防災機器操作訓練（年2回）
	災害協力・安全協力体制の整備	・地域防災協力隊との合同訓練の実施（年2回） ・地域住民とのAED操作、炊き出し・発電機操作等の訓練実施（年1回）
	非常時における事業継続計画（BCP）	・事業継続計画の点検、見直し（年1回以上）